

社会福祉法人大茨会 役員及び評議員の報酬に関する規程

(目的及び意義)

第1条 この規程は、社会福祉法人大茨会（以下「この法人」という。）の定款第8条及び第21条の規定に基づき、役員及び評議員の報酬等に関し必要な事項を定めることを目的とする。

(勤務形態に応じた報酬等の区分)

第2条 役員等に対しては、職務執行の対価として、毎年度、次のとおり報酬等を支給するものとする。

- (1) 理事 15,000円
- (2) 監事 15,000円
- (3) 評議員 15,000円

2 この法人の職員を兼務し、職員給与が支給されている役員等に対しても、報酬等は支給する。

3 理事長に対しては、役員報酬は、支給しない。

(改正)

第3条 この規程は、評議員会の決議により改正することができる。

附則

この規程は、平成29年4月1日から施行する。